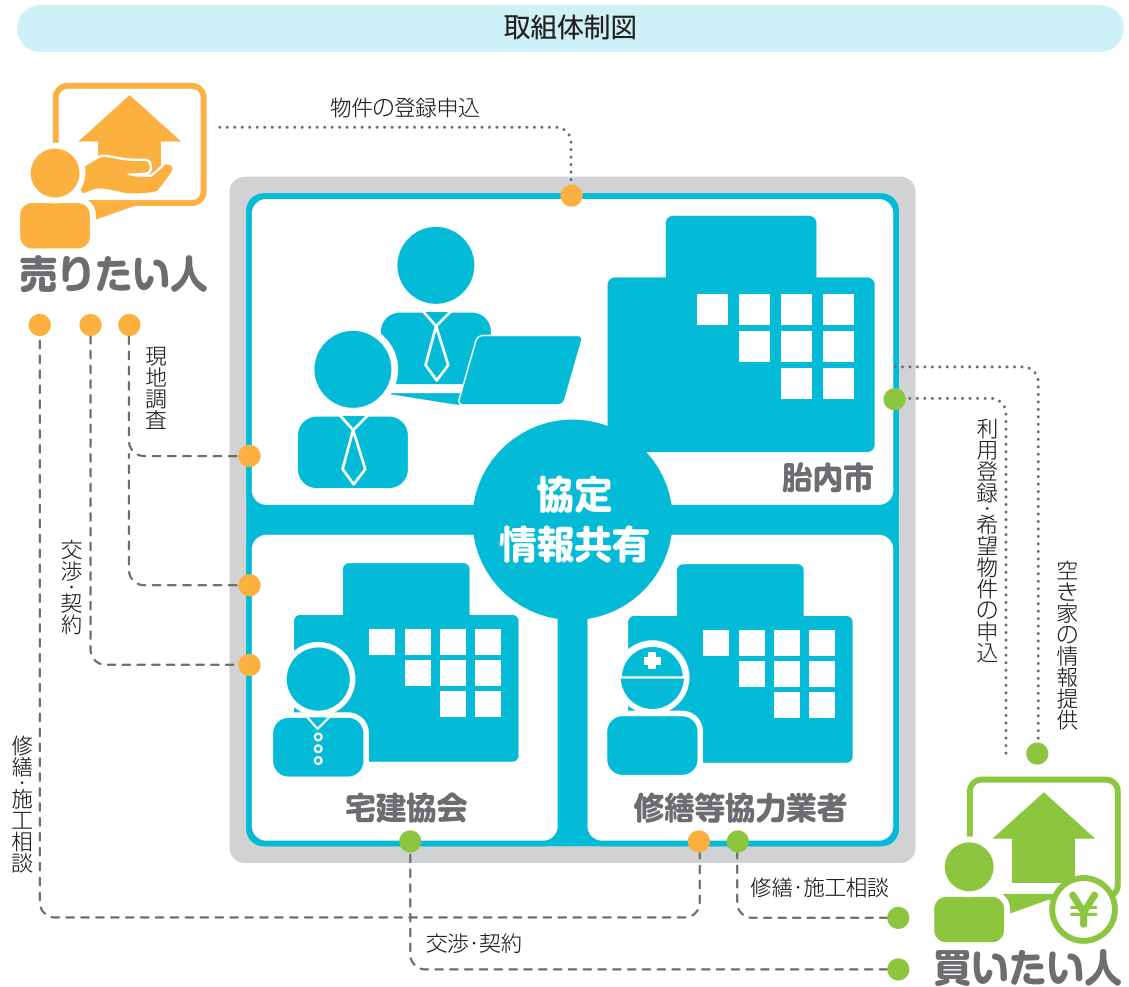


プロの仲介で安心して取引を行えます！

空き家バンク制度の取組体制

TAINAI
AKIYA BANK

空き家バンクでは円滑に安心して取引を行っていただけるよう不動産取引のプロである「公益社団法人 新潟県宅地建物取引業協会(宅建協会)」の会員である宅地建物取引業者を介して取引を行います。また、売買に係る空き家等の修繕などに対応できる市内の業者とも協定を締結していますので、安心してご相談ください。



新潟県胎内市

胎内市

TAINAI
AKIYA
BANK

空 き 家 バ ン ク

自然が
活きる

人が
輝く

交流
のまち



自然豊かで県都(新潟市)へのアクセスも便利な
胎内市で暮らしてみませんか？

胎内市

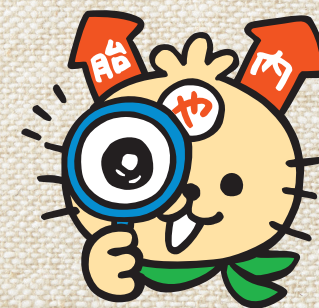


市内に空き家をお持ちの方。

田舎暮らしを始めたい方。

起業をお考えの方。

大募集！



胎内市観光大使
やらにゃん

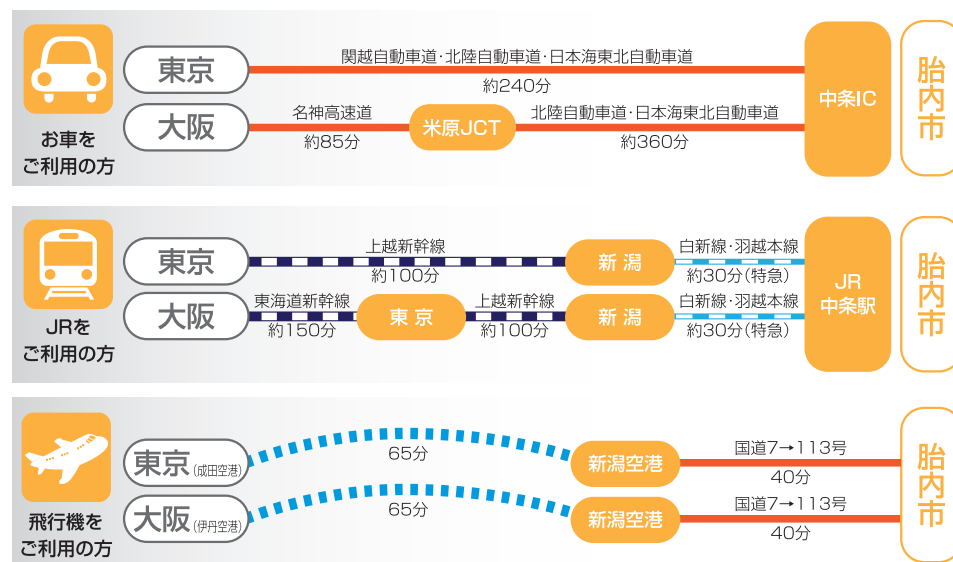
詳しい情報はここから



「胎内市」は県都へのアクセスも
便利、自然も多く、心豊かに
暮らせるまち

胎内市 空き家バンク

検索



胎内市役所 電話:0254-43-6111(代表)
メール:akiyabank@city.tainai.lg.jp
〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号 U R L:http://www.city.tainai.niigata.jp/shiyakusho/akiyabank/index.html

胎内市観光大使
やらにゃん

空き家バンクのご利用について

※各項目の注意事項をよく読み、ご理解の上ご利用ください。

空き家バンクとは？

空き家バンクは、胎内市内の空き家で売却を希望する所有者から提供された物件情報をホームページに掲載し、胎内市内への移住や都会との二地域居住、起業等を希望する方々へ空き家を紹介するシステムです。胎内市内の空き家の有効活用を通じて市内への移住・定住や起業の促進を図り、地域を元気にしていきたいと考えています。

物件の現地調査、登録は胎内市や専門の業者が行うので安心！

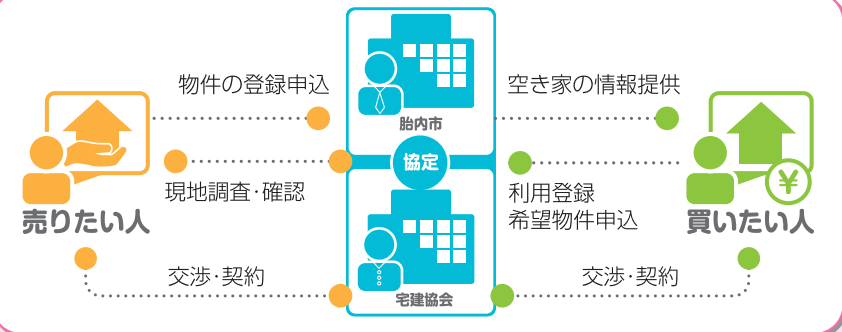
① 現地調査について

不動産取引のプロである宅地建物取引業者と市の担当者が所有者立会いのもと空き家バンク登録に適しているか、調査します。



② 登録について

現地調査を行った上で市が審査し、問題がなければ空き家バンクへの登録をおこないます。



空き家を売りたい人の場合



1 事前相談

空き家バンク登録申込書(押印不要)、物件登録カード(分かる範囲で記入)、物件の外観・内観がわかる写真2〜3枚を胎内市に提出してください。メールやFAXでの提出も可能です。

2 書類・状況の確認

提出書類を市で確認後、必要書類についてご連絡します。

3 物件登録申込

空き家バンク登録申込書(要押印)と市から指定された必要書類を提出してください。

※所有者と申込者が異なる場合は、同意書や委任状等の書類が必要になります。

4 現地調査

宅地建物取引業者と市の担当者が所有者立会いのもと現地調査を行い、登録に適した物件が判断します。

※立会い委任状を提出すればご本人以外の立会いでもかまいません。
※**現地調査については、宅地建物取引業者への調査費用が発生します。**詳細は宅地建物取引業者にご確認ください。
※積雪等に伴う天候不良により、現地調査の時期を遅らせていただくことがあります。

5 空き家バンクへの登録

現地調査で問題なければ登録となります。登録が完了したらホームページに掲載され、物件の購入希望があった場合は市からご連絡します。

※所有者等の管理が行き届いていないために周辺環境に対して危害を及ぼす危険が差し迫っている場合、損傷程度が甚大で補修不全の状態にある場合など利用価値が極めて低い空き家等、抵当権等の法的権利の附帯状況により商取引に適さない空き家等については登録できないことがあります。
※登録できなかった場合でも、所有者等が既に支払った(または支払う予定の)調査費用等を市がお支払いすることはありません。
※市では、空き家バンクに登録された物件に対する維持管理は一切行いません。登録後も空き家等の所有者等が管理することになります。

6 購入希望者と契約

宅地建物取引業者の仲介のもと、購入希望者と契約を結んでください。

※**不動産の取引には、本体価格以外にも登記関係費用や仲介手数料他諸経費が必要です。**詳細は宅地建物取引業者にご確認ください。
※交渉・契約に市は関与しません。契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

取り扱う空き家について

個人や法人が所有する居住用または事業用の建物(敷地を含む)

- 市内に存する現に使用されていない(近く使用しなくなるものを含む)居住用又は事業用の建物及びそれらの敷地が対象です。
- 民間事業者による分譲等を目的として建築された建物は登録できません。
- 共有名義の物件は、全員の同意書や委任状等の書類が必要になります。
- ※上記条件を満たしている場合でも、現地調査等の結果、登録をお断りする場合があります。

空き家を買いたい人の場合



1 利用登録

空き家バンク利用希望者登録申込書(要押印)、誓約書(要押印)、本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)の写しを胎内市に提出してください。(郵送可)
登録が完了したら市から通知が届きます。

2 空き家の情報閲覧・希望物件の申込

ホームページに掲載された物件情報を閲覧するなどして、希望物件が見つかったら、空き家バンク希望物件申込書(1枚で3件まで登録可)を市に提出してください。

3 空き家の見学・交渉

市が所有者及び宅地建物取引業者に情報提供し、現地見学の日程等を調整します。
購入希望者が宅地建物取引業者と市の担当者立会いのもと空き家の見学を行います。

※**契約交渉については、宅地建物取引業者への仲介手数料が発生します。**詳細は宅地建物取引業者にご確認ください。
※交渉に市は関与しません。直接、宅地建物取引業者と交渉してください。

4 所有者と契約

宅地建物取引業者の仲介のもと、所有者と契約を結んでください。

※**不動産の取引には、本体価格以外にも登記関係費用や仲介手数料他諸経費が必要です。**詳細は宅地建物取引業者にご確認ください。
※交渉・契約に市は関与しません。契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

5 入居

契約完了後、諸費用の授受、鍵の引渡し等を行い、手続きが完了します。

